

京都大学における研究活動上の不正行為に係る調査結果について（概要）

1.調査に至る経緯

令和5年12月4日に「研究活動上の不正行為に関する通報・告発等の受付窓口」に、小田裕香子氏（現 本学生命科学研究科・教授、以下「小田氏」という。）が本学ウイルス・再生医科学研究所（現 医生物学研究所）の助教であった時に発表した1編の論文に対し、研究活動上の不正行為の疑いを指摘する通報があった。

2.調査

上記通報を受けて、「京都大学における研究活動上の不正行為に係る調査要項（以下、「調査要項」という。）」第6条第1項及び第2項に規定する予備調査を経て、調査要項第7条第1項により本調査の実施を決定し、同条第4項に基づき外部委員を含む部局調査委員会を設置し、本調査を開始した。

（1）調査体制

①部局調査委員会（令和6年3月4日付け設置）

（学内委員）

齊藤 潤	京都大学 iPS 細胞研究所・教授 （令和6年3月4日から令和6年5月9日まで委員長 令和6年5月10日からは学内委員）
片山 高嶺	京大生命科学研究科・教授（令和6年4月25日まで）
永樂 元次	京都大学医生物学研究所・教授
垣塚 彰	京都大学医学研究科・研究員（京都大学名誉教授） （令和6年4月26日から（なお、令和6年5月10日から委員長））

（学外委員）

榎本 秀樹	神戸大学大学院医学研究科・教授
大澤 志津江	名古屋大学大学院理学研究科・教授
黒田 佑輝	大江橋法律事務所・弁護士

②京都大学研究公正調査委員会（常設）

（学内委員）

蓮尾 昌裕	理事補（研究公正担当）工学研究科・教授（委員長）
北川 宏	理学研究科・教授
笠井 正俊	副学長（法務・コンプライアンス担当）法学研究科・教授

	(令和7年3月31日まで)
塩見 淳	副学長(法務・コンプライアンス担当) 法学研究科・教授
	(令和7年4月1日から)
中山 健夫	医学研究科・教授
渡邊 大	医学研究科・教授(令和7年4月1日から)
北山 仁志	総合研究推進本部研究インテグリティ部門・副主幹(令和7年4月1日から)
土井 大輔	研究推進部・部長(令和6年3月31日まで)
濱中 裕之	研究推進部・部長(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)
松村 一矢	公正調査監査室・室長(令和6年3月31日まで)
藤井 稔久	コンプライアンス部・部長
	(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)
(学外委員)	
中村 孝志	京都大学名誉教授
	独立行政法人国立病院機構京都医療センター・名誉院長
野田 亮	京都大学名誉教授 分子生物学者
平川 秀幸	大阪大学 CO デザインセンター・教授(令和7年3月31日まで)
上田 良夫	大阪大学名誉教授
	追手門学院大学・教授
中島 和江	大阪大学医学部附属病院中央クオリティマネジメント部・教授
	(令和7年4月1日から)
原井 大介	きっかわ法律事務所・弁護士
豊田 幸宏	洛友法律事務所・弁護士

(2) 調査期間

令和6年3月29日(金)～令和7年6月18日(水)

(3) 調査対象論文

Discovery of anti-inflammatory physiological peptides that promote tissue repair by reinforcing epithelial barrier formation

(SCIENCE ADVANCES (2021))

(4) 調査方法

本調査においては、通報者から通報時に示された内容、調査対象論文に加え、筆頭著者かつ責任著者である小田氏並びに小田氏所属研究室より提出された資料の精査の他、小田氏及び実験に関与した共著者らへのヒアリング調査(書面によるものを含む)を実施した。

3.調査結果

調査対象論文の Figure 2A,2B（以下「Fig.2A,2B」という。）について、研究活動上の不正行為（改ざん）が認められた。

Fig.2A,2Bに係る実験過程において、小田氏自身によってもしくは実験を実施した共著者らに小田氏が指示をして実験条件の変更が行われたが、実験条件の変更が正しく論文に反映されなかったことが事実として確認された。小田氏は当該実験の1回目と2回目の実験条件が同一だと思い込んだ状態で調査対象論文の Fig.2B となる画像データの撮影を行っており、論文執筆に際しても小田氏自身の実験ノートや当該実験に関与した共著者らの実験ノートを十分に確認することなく現実の実験条件とは異なる思い込みの実験条件で論文を執筆していた。論文の推敲段階においても Fig.2A,2B のチェック内容や方法に関する小田氏による明確な指示の存在は確認されなかった。Fig.2B となる画像データの撮影を行う際または論文執筆の際に共著者らの実験ノートの記載の確認をしてさえいれば、また、投稿論文の推敲段階において実験に関与した共著者らに Fig.2A,2B のチェック内容や方法についての明確な指示をしてさえいれば、「現実に行われた実験の実験条件」を容易に認識することができ「現実に行われた実験の実験条件と異なる実験条件を論文に記載する」という結果を容易に回避できたものである。以上より、小田氏が「教職員等としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠った」ことにより、「研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工し、論文等により発表」された、すなわち研究活動上の不正行為（改ざん）が行われたと認定した。

なお、研究活動上の不正行為が認定された図に関する実験結果は概ね当該分野で再現性があることを見なされていること、論文の結論に関わるものではないため、研究の進展への影響は低いと判断している。

(1) 不正行為を認定した論文

「2.(3) 調査対象論文」のとおり

(2) 認定した不正行為の種別

改ざん

(3) 「不正行為に関与した者」として認定した研究者

京大大学生命科学研究科・教授 小田 裕香子（筆頭著者かつ責任著者）

(4) 「不正行為には関与していないものの、不正行為があったと認定した研究に係る論文等の内容について責任を負う著者」として認定した研究者

該当無し

(5) 当該論文の共著者の関与について

小田氏及び共著者らへのヒアリングにおいて、「改ざん」を認定した実験に関与した共著者らは小田氏から依頼された実験を実施し適切に実験ノートに記録していたこと、論文原稿の推敲段階において小田氏から確認依頼を受けた事項について確認をしていたことが判明しており、この点について小田氏と共著者らの間で認識のずれはない。

認定された研究活動上の不正行為は、小田氏自身が共著者らの実験ノートの確認を怠り、現実に行われた実験条件が論文へ記載されなかったこと、に起因するため、不正行為への共著者らの関与は認められなかった。

4. 調査結果を踏まえた措置等

(1) 論文の取扱い

小田氏は、部局調査委員会の管理下ではない状態で調査対象論文のFig. 2 A の条件で再実験を行ったところ、Fig. 2 B と同じ傾向が確認されたとして、論文訂正をScience Advances 誌に申請し、2025年4月28日付けで受理され、2025年6月6日付けで論文訂正 (Fig. 2 Bの差し替え) が行われた。しかし、研究活動上の不正行為が認定されたことを理由に申請したものではないため、小田氏へ、改めてFig. 2 A 及びFig. 2 B について研究活動上の不正行為が認定されたことを理由として同誌に論文訂正を申請するよう、勧告を行う予定である。

(2) 処分の検討

本学就業規則に基づき、今後処分を検討する。

5. 不正等の発生要因

(1) 研究現場における情報共有の欠如

責任著者と共著者には研究においてそれぞれの役割があり、自らの役割を果たすとともに、それを次に繋げるための情報の共有や指示、報告等が必要であるが、これらのプロセス、特に実験結果の情報共有方法について、小田氏は一部の実験を担当した共著者に対し明確に指示できていなかった。一方で、当該共著者にあっても、それぞれの役割が決まっていることから自らが行った実験の実験結果について小田氏に報告すべきであったが報告がなされていなかった。このような情報共有の欠如により、誤った実験条件が訂正されることなく論文が発表されるに至った。

(2) 論文投稿前の最終チェックでの不備

論文投稿前に共著者全員への最終チェックは行われていたものの、一部の共著者において自身が担当した実験部分に対して、実験内容の正確性を持って確認するという意識が不十分であった。

(3) 「不正行為に関与した者」として認定した研究者における事情

小田氏は調査対象論文のFig. 2 A, 2 Bに係る実験を実施していた当時、多数の実験を並行して進めていた。加えて、育児による時間的制約から物理的にも余裕を欠いた状態にあった。こうした状況下で、実験データについては共著者の協力を依拠していたが、本来行うべき情報の共有や指示、受けるべき報告の確認等が不十分になってしまっていた。

6.再発防止策

(1) 部局における再発防止策

- ① 研究公正部局責任者の管理のもと研究科会議等の場において、研究公正に対する意識の向上を図るため、次の項目を含む規範教育を定期的に行う。
 - 1) 実験の目的、内容、方法等についての指示、情報共有、構成員の理解・納得感醸成のあり方
 - 2) 実験の実施からの論文作成へのプロセスにおける構成員間の共通理解（実験データの確認の徹底を含む）のあり方
 - 3) 研究内容の疑義について、相談できる体制のあり方
 - 4) 実験データの記録、保存のあり方
 - 5) 剽窃チェックツールの整備、論文最終チェックのあり方
- ② ①の規範教育について、研究者以外に実験に関わる者（院生、研究補助者等）にも録画等見ってもらうことを徹底する。
- ③ 新規採用者は、着任後概ね二週間を目途に大学が指定する e-Learning による研究公正研修を受講することを徹底する。
- ④ ①の規範教育に加え、研究者（特に論文全体の責任を負うべき責任著者）が家庭の事情（育児・介護等）により業務過多となるような状況を回避するため、既に全学的に周知され活用が進められている育児・介護等の学内の支援制度について、あらためて周知を徹底し、制度の積極的な活用を促すとともに、委員会活動等の運営業務の負担軽減を図る。また、部局長より各研究室主宰者に対して、研究グループ内の協力体制を構築するよう指導する。
- ⑤ 生命科学研究科では、研究科構成員が何でも相談できる「よろず相談窓口」を設けているので、この「よろず相談窓口」を改めて研究科全構成員に周知し、積極的に利用してもらうことで、問題を早期に見つけ出し、円満な解決を図る。

(2) 全学的な再発防止策

本学では、平成27年3月に制定した研究公正推進アクションプランの見直しを毎年度行いつつ、学術活動を公正に推進するための各取組を随時充実させ着実に実施してきているところ、令和6年10月に改正した同アクションプランに基づく以下の取組を通じて全学的な再発防止を図っていく。

- ① ガイダンスでの学生への「公正な学術活動」の啓発（学部・大学院入学時や卒業年度の学生等に対する公正な学術活動の教育）
- ② 学術マナー教育（教員による適切な引用等の模範の提示、学術研究の統一的な理解と責任感・謙虚さを伴った発表に関する指導、剽窃等の不正の根絶に向けた指導等）
- ③ 大学院生への論文執筆教育（論文執筆前の対面によるチュートリアルの実施、指導教員へのチュートリアルにおける研究データの取扱いや筆頭著者、責任著者、共著者の役割を含む論文執筆教育の徹底、チュートリアルの実施状況及び実施内容についてのモニタリングの実施、剽窃チェックツールを利用した適切な引用指導や研究の独自性の確認等）

- ④ 教員・研究者への対応（e- Learning 等による研究公正に関する研修の受講の義務付け、研究公正パンフレット（日・英・中）の改訂・配布を通じた研究公正に関する理解の促進、剽窃チェックツールの利用促進等）
- ⑤ 研究データ保存（研究データ保存に係るルールの周知徹底、研究データ保存パンフレット（日・英・中）の改訂・配布を通じた研究データ保存・管理の必要性・重要性に関する理解の促進、研究データの保存計画の策定状況及び研究データの保存状況のモニタリングの実施等）
- ⑥ 環境の整備（啓発・教育資料の作成及び提供、部局における研究データの保存に責任を負う部局長に対する講習等を通じた研究データの適切な保存に係る体制強化等）